



オミクロン株による感染急拡大への対応

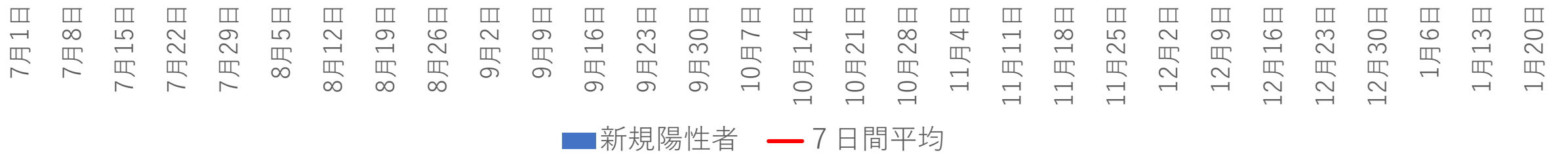
令和4年1月25日 京都府知事 西脇 隆俊

新規陽性者数の推移

今回は第5波の感染者数を超えて急激に感染拡大

1月22日 1,533人

8月26日 601人



オミクロン株による感染急拡大への対応

このまま感染が拡大すれば「医療現場」や「社会機能の維持」に大きな影響を及ぼす
→感染の連鎖を抑え、一定程度感染を抑えるため「まん延防止等重点措置」を適用

感染者の急増

高齢者・基礎疾患を有する方などへの伝播

重症者・入院者数の増加

医療関係者など社会機能を維持する方への伝播

感染、濃厚接触者としての隔離

コロナ病床のひっ迫

一般医療のひっ迫

社会機能の維持困難

取り組み

- ◆オミクロン株の特徴を捉えた病床や医療提供体制の運用、自宅療養者への対応
- ◆一人ひとりが感染から自分を守り、他人に感染させない行動
- ◆社会機能を維持するための的確・適切な行動

感染拡大の抑制

（まん延防止等重点措置等）

期 間	令和4年1月27日(木)0時から 令和4年2月20日(日)24時まで
区 域	京都府全域
内 容	1. 府民・事業者への行動に対する要請 2. 事業者への営業時間短縮、人数制限等に対する要請 ア 飲食店等の営業時間短縮等 イ 飲食店等以外の施設への要請 ウ 催し物(イベント等)開催にかかる人数制限等

府民・事業者への行動に対する要請

1 基本的な感染防止

(特措法第24条第9項)

- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用
- ・ 人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えること
- ・ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行うこと

2 リスクを低減する行動を

(特措法第24条第9項)

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- ・ 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診すること

(特措法第31条の6第2項)

- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

(特措法によらない働きかけ)

- ・ 不要不急の都道府県間の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底すること
- ・ 発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種すること
- ・ ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えること

3 社会機能を継続するために

(特措法第24条第9項)

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組むこと
- ・居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策を徹底すること
- ・府民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、策定済みの業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図ること。また、業務継続計画未策定の事業者においても、事業の継続が図れるよう業務の点検を行うこと
- ・濃厚接触者と思われる職員等の自宅待機などの自主的な取組を行うこと
- ・小・中・高等学校等においては、地域の感染拡大の状況を踏まえ、臨時休校や学級閉鎖等による必要な対応を速やかに実施すること

飲食店等への要請

(特措法第31条の6第1項)

[京都府新型コロナウイルス感染防止対策**認証店**]は

営業時間：**5時～21時** 酒類提供：**11時～20時30分**

ただし、下記の対応も可

営業時間：**5時～20時** 酒類提供を**行わない**

[**認証店以外**]は

営業時間：**5時～20時** 酒類提供を**行わない**



同一グループの同一テーブル4人以下

認証店では、対象者全員検査を実施し陰性を確認すれば5人以上の案内は可能

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

飲食店等以外の施設への要請

(特措法第31条の6 第1項)

- ・ 大規模集客施設（床面積1,000㎡超）は、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理を行うこと

(特措法第24条第9項)

- ・ 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること

なお、府民利用に供する大規模の府立施設等（床面積1,000㎡超）について、以下の取組を実施します。

- ・ 利用者に対し、基本的な感染防止対策の徹底と入場者の整理
- ・ 感染防止のための業種別ガイドラインの遵守

催物（イベント等）開催にかかる要請

（特措法第24条第9項）

	人数上限	収容率
感染防止安全計画を策定 5,000人超	20,000人まで なお、対象者全員検査を活用し20,000人を超える人数について、陰性の検査結果を確認した場合は収容定員まで	大声での歓声等がない場合が前提： 100%
上記以外 チェックリスト作成、HP等で公表	5,000人まで	大声での歓声等がない場合：100% 大声での歓声等が想定される場合：50%

医療提供体制の拡充

入院療養体制の強化

- 新型コロナウイルス感染症患者用の確保病床のうち、現在、一般病床として利用している病床を2月1日までにコロナ患者受入対応に復帰。更に受入病床を拡充。
- 入院待機ステーション（臨時の医療施設）110床を2月1日から運用開始。

即応病床（1/12）	
病院数	48病院
病床数	649床
重症病床	152床
高度重症病床	47床
中等症病床	393床
軽症・無症状病床	104床
入院待機ステーション （臨時の医療施設）	30床
合 計	679床



即応病床(1/19)
48病院
679床
158床
47床
410床
111床
30床
709床

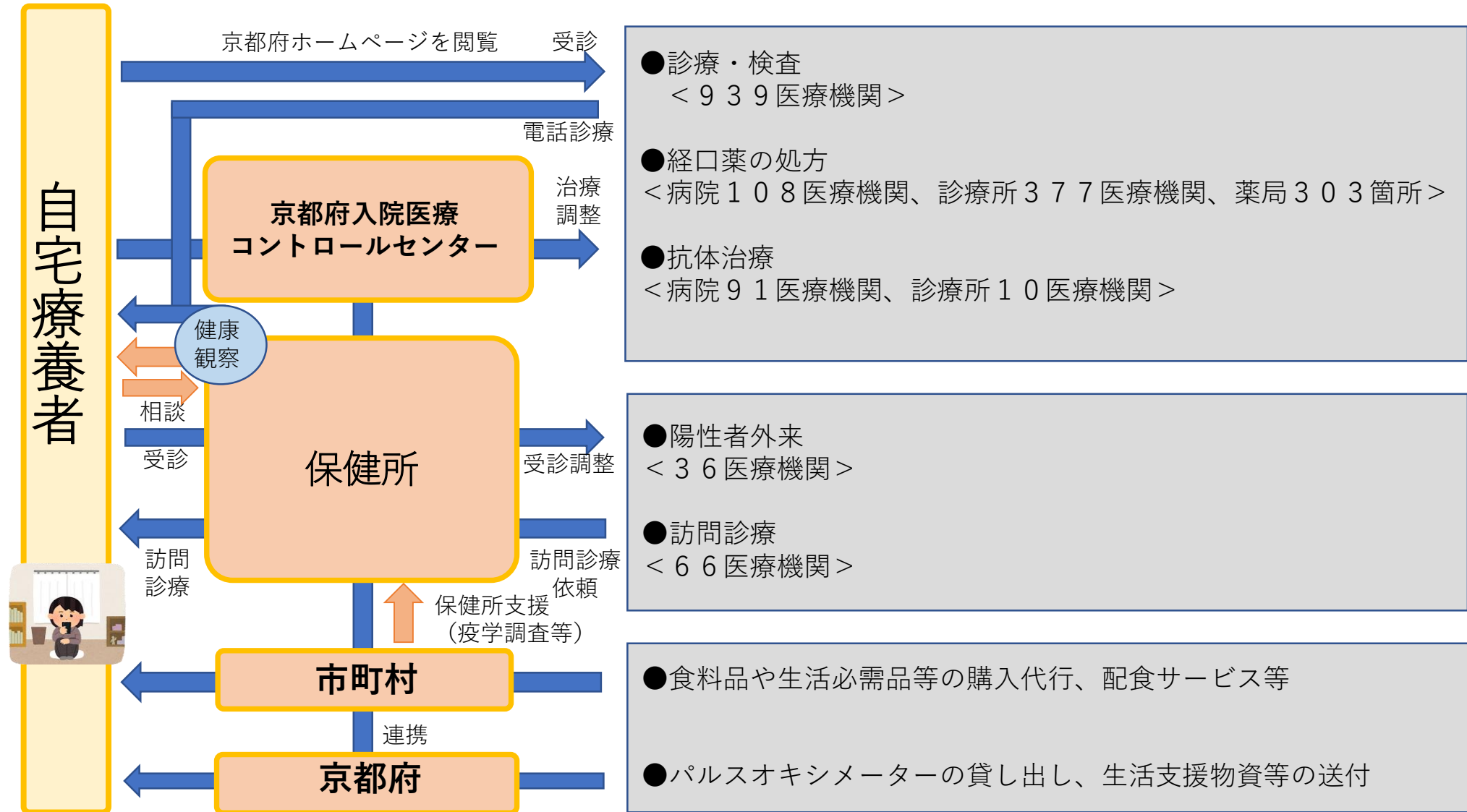


確保病床(2/1)	うち拡充分
49病院	1病院
762床	4床
171床	
51床	
475床	2床
116床	2床
110床	
872床	4床

※他に妊婦等配慮を要する方の専用病床20床

自宅療養者への支援強化

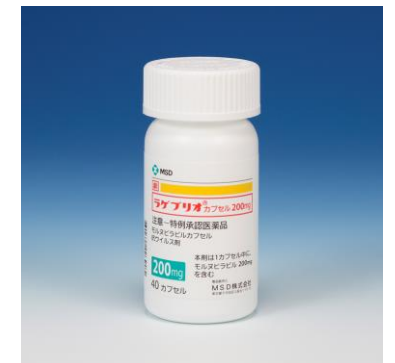
自宅療養者が安心して自宅で療養できるよう治療・療養環境を整備



治療薬の投与体制の整備

●府内のどこでも、早期に新型コロナウイルス感染症の治療薬が投与できる体制を整備

	中和抗体薬		ラゲブリオ 〔経口薬〕
	ロナプリーブ 〔注射（点滴）〕	ゼビュディ 〔注射（点滴）〕	
	登録機関数 (1月18日現在)	登録機関数 (1月18日現在)	
病 院 等	9 1	6 3	1 0 8
診 療 所	1 0	2	3 7 7
薬 局			3 0 3
合 計	1 0 1	6 5	7 8 8



ワクチン3回目接種の推進

国のさらなる前倒し方針

(12月17日付 厚生労働省通知)

- ・医療従事者・高齢者施設入所者等 ⇒ 2ヶ月前倒し・6ヶ月間隔に
- ・その他の高齢者 ⇒ 1ヶ月前倒し・7ヶ月間隔に

【さらなる前倒し】(1月13日 厚生労働省通知)

- ・その他の高齢者 ⇒ 3月以降、さらに1ヶ月前倒し・6ヶ月間隔に
- ・一般(65歳未満) ⇒ 3月以降、1ヶ月前倒し・7ヶ月間隔に

4月接種までのワクチン供給予定

接種ワクチン	ファイザー	モデルナ	合計
4月までの 接種対象者数	約129万人 (85%)	約22万人 (15%)	約151万人
12月～4月分 国の供給予定	73.5万人分 (44%)	91.8万人分 (56%)	165.3万人分

- ・国の供給は必要数を充足
 - ・モデルナが供給の半分以上を占める
- 「接種可能なワクチンで早めに接種を」**

市町村と連携し、3回目接種を速やかに推進

- ・市町村接種体制の支援
医療従事者派遣等を通じ、接種体制整備を支援
- ・京都府接種会場の設置
医療従事者等に加え、警察職員の接種も実施
市町村接種を補完し、接種スピードを加速
- ・追加接種・交互相種の効果等を発信